

○農林水産省告示第千三百二十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第二十三の規定に基づき、平成元年十二月二十日農林水産省告示第千六百八十八号（植物防疫法施行規則別表一の四の項のニュー・ジールランドから発送されるファイアブライト種、フアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十九日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 谷垣 禎一

一中「、ニュー・ジールランド」を「、ニュー・ジールランド」に、「ニュー・ジールランド植物防疫機関」を「ニュー・ジールランド植物防疫機関」に改め、三の（一）及び六の（三）中「ニュー・ジールランド植物防疫機関」を「ニュー・ジールランド植物防疫機関」に改める。